

令和8年度

上尾市

再エネ・省エネ対策推進奨励金

申請期間

令和8年5/1(金)

～

令和9年3/31(水)

交付要件

※奨励金残額は上尾市ホームページで確認できます。

- ①令和8年4月1日以降に購入・設置し、令和9年3月31日までに申請手続きが完了すること
- ②交付対象となる奨励金対象活動に関して、自作、中古品でないこと

対象者

【個人】上尾市内に住所を有し、かつ居住し、実際に購入した者

【法人】上尾市内に事業所を有する法人または市内で事業を営む個人で、市内の事業所に購入・設置した者

※いずれも市税（市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税及び軽自動車税）を滞納していない者

対象機器

※1機器につき1回かつ、1世帯（法人）3つまで申請可能

（★）：法人・個人事業主も申請が可能

太陽光発電システム ※太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが1kw以上10kw未満であること。	上限：9万円 ※2万円/kW
定置用蓄電池システム ※太陽光発電システムの設置が条件 ※容量4kwh以上のもの	上限：5万円
燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	
ハイブリッド給湯機	上限：3万円
太陽光自家消費促進型給湯機（おひさまエコキュート） ※太陽光発電システムの設置が条件	
電気自動車（EV）（★）	上限：5万円
燃料電池自動車（FCV）（★）	
普通充電設備	上限：1万円
V2H充放電設備（★）	上限：5万円
ZEH住宅等（ZEH、LCCM住宅）	上限：10万円

申請の流れ

※**先着順**で受付をします。

※交付金額は、購入・設置に要する費用の2分の1または上限額のどちらか低い額

①購入設置後に
申請

※環境政策課ゼロカーボン推進室の窓口へ直接 または 郵送で申請してください。

②交付決定通知書
を送付

※申請書受理から3～4週間で、書類をご自宅に送付します。

③奨励金振込

※交付決定後3～4週間で、指定された口座に振り込みます。
※振込通知は行わないため、通帳を記帳するなどしてご確認ください。

必要書類



【共通】

①「上尾市再エネ・省エネ対策推進奨励金交付申請書兼請求書（第1号様式）」

②領収書のコピー

※領収書は、但し書きに対象機器の費用が記載されているもの、または費用の内訳書を添付してください。

※内訳書がない場合やローン支払いで領収書がない場合は、「販売証明書」を販売業者に作成いただきご提出ください。

③機器ごとに必要な書類

【法人】

④「法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※1」

⑤「事業証明書（法人）※2」

※1 法務局で取得

※2 本庁舎1階 証明書発行センターで取得

【個人事業主】

⑥「令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書」の第一表のコピー ※業種と屋号を確認します。

【代理申請の場合】

▶「委任状」（同居家族以外の代行申請の場合）

▶「名刺」（業者による代行申請の場合）

③機器ごとに必要な書類 ※詳しくは、市ホームページのQ&Aをご覧ください。

太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none">● 設備出力が分かるもの● 設置状況が分かる写真（モジュール：1枚、パワーコンディショナー：型式名が判別できるもの1枚、機器全体1枚）
定置用蓄電池システム	<ul style="list-style-type: none">● 正規の保証書のコピー※5● 設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの1枚、機器全体1枚）● 太陽光発電システムが設置されていることので分かるもの
燃料電池コージェネレーションシステム （エネファーム） ハイブリッド給湯機	<ul style="list-style-type: none">● 正規の保証書のコピー※5● 設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの1枚、機器全体1枚）
太陽光自家消費促進型給湯機 （おひさまエコキュート）	<ul style="list-style-type: none">● 正規の保証書のコピー※5● 設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの1枚、機器全体1枚）● 太陽光発電システムが設置されていることので分かるもの
電気自動車（EV） 燃料電池自動車（FCV）	<ul style="list-style-type: none">● 自動車検査証のコピー● 自動車検査証記録事項のコピー
普通充電設備 V2H充放電設備	<ul style="list-style-type: none">● 正規の保証書のコピー※5● 設置状況が分かる写真（型式名が判別できるもの1枚、機器全体1枚）
ZEH住宅等（ZEH、LCCM住宅）	<ul style="list-style-type: none">● 住宅の全景が分かる写真● 住宅の購入に係る契約書のコピー● 住宅の引渡し日を証する書類のコピー● 住宅に係る認定書のコピー（以下のいずれか1点）<ul style="list-style-type: none">・建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価書のコピー・（一財）住宅・建築SDGs推進センターによるLCCM住宅認定書のコピー

※5 「機器等の仕様及び規格が判別できる書類のコピー」でも可

※注意事項※

① 新築の購入等は必ず**転居後に申請**をしてください。

② **先着順**で受付をします。

③ 申請期間中でも、申請額が予算に達した時点で受付を終了します。

④ 申請書類に不備があった場合、お預かりや仮予約等はありません。

⑤ 郵送による申請は申請書類に不備があった場合、返送いたします。

⑥ 本奨励金は予告なく変更する場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

＼ 詳細はこちら ＼

